

# 「配合飼料価格安定制度」の見直しについて

制度の安定運営を通じた畜産経営の安定のため、以下の見直しを行います。

## 1 通常補てんの発動基準の見直し

配合飼料価格安定制度は、通常補てん（生産者と配合飼料メーカーが積立）と、価格高騰時に通常補てんを補完する異常補てん（国と配合飼料メーカーが積立）の二段階の仕組みで生産者への補てんを行っています。これまでは、配合飼料メーカーが発表する改定額を指標として通常補てん額を算定してきましたが、これからは異常補てんの指標である輸入原料価格に統一して補てん額を算定します。

### Q 輸入原料とは何ですか？

A とうもろこし・マイロ・大豆油かす・大麦・小麦・ふすまとなっており、配合飼料全体に占める割合が約7割の6原料です。

### Q 補てん単価はいつ、どのように決定されるのですか？

A これまでは当該四半期の前月末までに決定していましたが、これからは、当該四半期の翌月末までに、輸入原料価格とその使用量に基づき、通常基金および異常基金の理事会で決定します。（4～6月期であれば7月末までに決定します）

### Q 補てん金はいつ支払われるのですか？

A 補てん単価の決定は遅れることとなりますが、補てん金の支払い時期は今までと変わりません。（4～6月期であれば8月末までに支払います）

## 2 異常補てんに特例基準を新設

異常補てんは、当該四半期の輸入原料平均価格が基準価格（直前1年間の輸入原料平均価格）の115%を超える額について発動されることが原則となっています。この原則では発動されない場合に限り、半年前の基準価格の年率115%を超える額について、補てん総額の1/3を上限に異常補てんを発動する特例が設けられました。この特例により、異常補てんが発動しやすくなり、その分通常補てんが減少し財源が確保されます。

### Q 年率115%相当とはどういうことですか？

A 115%の上昇が1年半継続した水準のことで、半年前の基準価格の123.3%に相当します。

## 3 借入金の1年あたりの返済を繰延・圧縮

現在の通常補てんの借入金返済計画では、年間の積立金の4割以上が返済に充当されますが、これからは、柔軟に返済を繰延べることで、1年あたりの返済額が圧縮され、補てんにまわる財源が強化されます。

### Q 現在の借入金はいくらですか？

A 平成25年度末の業界全体の借入金残高は940億円です。

### Q 積立金が増える心配はありませんか？

A 平成26年度については積立金の変更はありません。

# 1

## これまでの 配合飼料変動額

当該四半期の配合飼料平均価格と直前1年間の配合飼料平均価格の差が補てん額でした



## これからは 輸入原料変動額

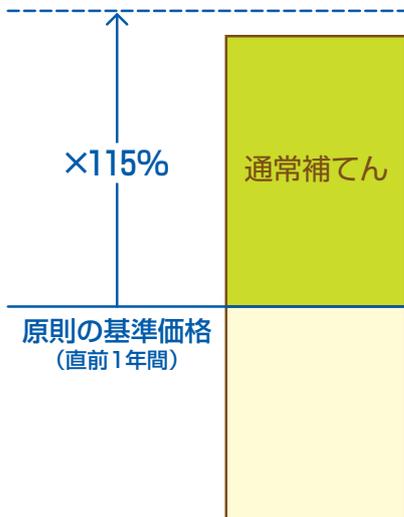
当該四半期の輸入原料平均価格と直前1年間の輸入原料平均価格の差が補てん額になります



これまでと同様に直前1年間の輸入原料平均価格の115%を超える額が異常補てん額です

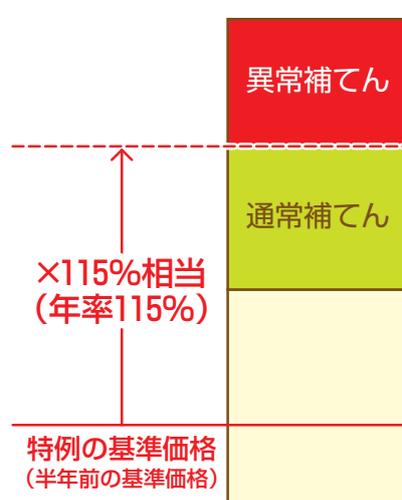
# 2

## 原則



## 特例

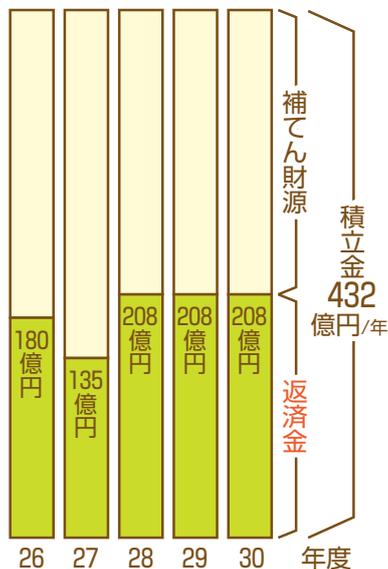
(原則の基準では発動しない場合のみ適用)



特例による異常補てんは、補てん総額の1/3を上限とし、それを超える場合は通常基金から補てんします。

# 3

## これまでの返済計画



## これからの返済イメージ

